○○訪問入浴介護事業所運営規程

　（事業の目的）

第１条　○○法人□□が開設する○○訪問入浴介護事業所（以下「事業所」という。）が行う指定訪問入浴介護及び指定介護予防訪問入浴介護（以下「訪問入浴介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、訪問入浴介護等を提供することによって、利用者の身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ることを目的とする。

　（運営の方針）

第２条　事業所の従業者は、利用者の介護又は介護予防を目的として、居宅における入浴の介護を行う。

２ 訪問入浴介護等の事業の実施に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うとともに、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術を持ってサービスの提供を行う。

３　前項に規定するサービスの提供は、常に利用者の心身の状況を把握しつつ、その希望に添ったものでなければならない。

４　訪問入浴介護等の事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

　（事業所の名称）

第３条　事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一 名称 　・・・

二 所在地 徳島県・・・

　（従業者の職種、員数及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１名

管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

　二　看護職員　○名以上

　　　看護職員は、適切な技術を持って訪問入浴介護等の提供に当たる。

三　介護職員　○名以上

　　　介護職員は、適切な技術を持って訪問入浴介護等の提供に当たる。

四　事務職員その他　○名以上

　（営業日及び営業時間）

第５条　事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び１２月２９日から１月３日までを除く。

二　営業時間 午前８時３０分から午後５時までとする。なお、電話等により常時連絡が可能な体制とする。

　（訪問入浴介護等の内容）

第６条　訪問入浴介護等の内容は、居宅における入浴介護とする。

　（訪問入浴介護等の利用料その他必要な費用の額）

第７条　訪問入浴介護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額によるものとし、当該訪問入浴介護等が法定代理受領サービスである場合は、介護報酬告示上の額に利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

２　前項に定める額のほか、次に定める費用の額の支払いを利用者から受けることができるものとする。

一　通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う訪問入浴介護等に要した交通費

ア 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね○㎞未満　　　円

イ 通常の事業の実施地域を越えて片道おおむね○㎞以上　　　円

二　利用者の選定により提供する特別な浴槽水等にかかる費用　実費

３　前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

　（通常の事業の実施地域）

第８条　通常の事業の実施地域は、○○市、○○町及び○○町とする。

　（サービス利用に当たっての留意事項）

第９条　利用者は、訪問入浴介護等の利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

一　利用者は、入浴の○時間前までに食事の摂取を済ませておくこと。

二　体調の変化等はサービスを受ける前に申し出ること。

三　入浴の際に特別な配慮を要する症状（高血圧・皮膚疾患等）のある利用者は、事前にその旨を報告すること。

　（緊急時等における対応方法）

第１０条　従業者は、訪問入浴介護等の実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに利用者の主治医又は協力医療機関である○○病院に連絡を行い、必要な措置を講じるものとする。

２　前項に規定する手当等を行った場合には、速やかに管理者に報告するものとする。

　（衛生管理等）

第１１条　事業者は、訪問入浴介護等の提供に使用する設備、器具その他の用品について、衛生的な管理に努め、特に利用者の身体に接触する設備、器具、その他の用品については、サービス提供ごとに消毒したものを使用しなければならない。

（虐待防止に関する事項）

第１２条　事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

（１）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（２）虐待の防止のための指針を整備する。

（３）従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

（４）前３号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

２　事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

　（その他運営に関する重要事項）

第１３条　事業者は、従業者の質的向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制の整備を行うものとする。

一　採用時研修　採用時から○箇月以内

二　継続研修　　年○回

２　従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。

３　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

４　この規程に定めるもののほか、運営に関する重要事項は、○○法人□□と事業所の管理者との協議により定めるものとする。

　　附　則

この規程は、令和　　年　月１日から施行する。